



## 広島大学における授業料納付方法の改善についてのあっせんに対する回答

### —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局あっせんに対する回答—

中国四国管区行政評価局は、広島大学における授業料の納付方法の改善に関する行政相談を受けて、関係機関等を調査の上、行政苦情救済推進会議（座長：川内広島修道大学教授）の審議結果を踏まえ、平成 25 年 3 月 22 日、広島大学に対し、改善措置を検討するようあっせんを行いました（同日報道発表済み）。

このたび、広島大学から下記のとおり当局あっせんに対する改善措置の検討状況について、回答がありました。

#### ◆行政苦情救済推進会議とは

当局に寄せられた行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と考えられる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立的かつ的確な処理を推進するために設置

#### 【本件のきっかけとなった行政相談】

私は九州地方に在住しているが、子どもが在学している広島大学は、授業料の納付方法として振込方式しか認めていないため、授業料を納付の都度、金融機関に出向かなければならない上に、同大学が指定金融機関としている広島銀行が県内にないこともあって、振込手数料 840 円を負担しなければならない。このため、私は、少しでも手数料の負担を減らすため、前期と後期の授業料 1 年分をまとめて納付している。

他の多くの国立大学では、口座振替方式による納付方法をとっているため、納付の都度、金融機関に行く必要はなく、振替手数料も無料であると聞いている。広島大学でも口座振替方式により授業料を納付できるようにしてほしい。

#### 【当局あっせん内容及び広島大学からの回答内容】

当局あっせん内容	あっせんに対する回答内容
<p>広島大学は、授業料の納付方法について、学資負担者の経済的負担の軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 口座振替方式の採用について検討し、同方式を採用する場合には、県外の学資負担者も利用しやすいように、学生の出身県に窓口を持つ金融機関からの口座振替が可能となる措置を講ずること</p> <p>② 振込方式を継続する場合には、広島県の地方銀行に加え、学生の出身県にも窓口を持つ金融機関を指定口座に加えるとともに、学資負担者の振込手数料の減免の措置を講ずることについて検討すること</p>	<p>授業料の納付方法について、学資負担者の利便性の向上及び経済的負担の軽減を図る観点から、全国に支店を有する金融機関等を振込先金融機関として追加し、学資負担者の振込手数料を軽減するため、既に関係金融機関等と交渉中であり、一部については 10 月には実施できる見込みである。</p>